

転出届(郵送)

転出する方の中に運用中の住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方がいる場合は、転出証明書の発行を受けず転入時に住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを提示して転入の手続きができます(付記転出)。付記転出の場合でも転出証明を発行することが可能です。その場合は返信用封筒を同封してください。

国外転出される方には転出証明書は発行されません。

転出にあたり、国民健康保険、介護保険、児童手当、税関係等の手続きで別途窓口にお越しいただく場合もございます。

明和町長 様

マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方は下記にチェックしてください。

届出年月日	令和 年 月 日
異動年月日	令和 年 月 日

マイナンバーカードまたは住基カードを持っています。

新住所				世帯主	
旧住所	三重県多気郡明和町大字 (方書)	番地 棟	号室	世帯主	
本籍				筆頭者	
異動者氏名(フリガナ)		住基カード マイナンバー カード	生年月日	性別	続柄
1		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	<input type="checkbox"/> 世帯主
2		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
3		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
4		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
5		有・無	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
明和町に残る人の中で新しく世帯主になる人					
フリガナ					
新世帯主氏名		※世帯主を含む家族の一部が転出する場合、世帯主及び続柄の変更の手続きが必要になります。			

申請者	住所	(〒 -)		
	氏名		昼間の連絡先 (携帯電話でも可)	

※自署以外の場合は押印が必要です

⇒裏面もご確認ください。

《 同封していただくもの 》

- 転出届(この用紙の表面に必要事項を記入してください)
- 本人確認ができるもの(免許証・保険証等)のコピー
- 返信用封筒+84円切手
(速達の場合は290円分の切手を追加してください)
宛名は旧住所または新住所をご記入ください
※付記転出で転出証明書の発行が不要な場合は返信用封筒・切手は不要です。

《 転出に関連する手続きについて 》

明和町役場窓口での手続きが必要となる場合がございますので、事前にご確認ください。

- 住民ほけん課 保険年金係 ☎0596-52-7116
国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当
- 健康あゆみ課 ☎0596-52-7115
介護保険、障害者手帳等、母子保健等
- 税務課 ☎0596-52-7113
税関係
- こども課 ☎0596-52-7123
保育所、幼稚園、こども園
- 教育課 ☎0596-52-7124
小学校、中学校等
- 上下水道課 ☎0596-52-7120
水道、下水道等

《 転入手続きについて 》

- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方でも通常の転出手続きをされた場合は転入手続きに必ず役場が発行した転出証明書が必要です。
- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転入手続きをする場合(転出証明書なし)は、ご自分で設定した暗証番号の入力が必要となります。暗証番号を事前にご確認いただき、転入した日から14日以内に転入の手続きを行ってください。

《 お問い合わせ・宛先 》

〒 515-0332
三重県多気郡明和町大字馬之上945番地
明和町役場 住民ほけん課 戸籍住民係
☎ 0596-52-7114